

# 求償特約の念書

\_\_\_\_年 月 日

横浜市信用保証協会 御中

住 所

物上保証人

Ⓜ

債務者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）が貴協会との間に締結した\_\_\_\_\_年 月  
\_\_\_\_\_日付信用保証委託契約に基づき、貴協会の信用保証により\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）から金\_\_\_\_\_円を借用するにあたり、私が乙に提供した下記（根）  
抵当権について、私と貴協会との関係を下記のとおり定めます。

- 第1条 貴協会が乙に代位弁済されたときは、私が乙に提供した担保について貴協会が乙に代位することに同意します。
- 第2条 貴協会が乙に代位弁済されたときは、貴協会は、求償権の全額につき極度額の範囲内で（根）抵当権を行うことができることに同意します。
- 第3条 私が乙に代位弁済したとき、又は乙に提供した担保の実行がなされたときは、私は乙に代位しないととも、貴協会に対し何ら求償せず、債権に関する証書は私が債務の全部を支払った場合にのみ乙から交付を受けることに同意します。
- 第4条 貴協会がその都合によって担保もしくは保証人につき、変更、解除、放棄、返還をしても、私の責任には変動を生じないことに同意します。

（根）抵当権の表示

\_\_\_\_\_法務局\_\_\_\_\_支局  
\_\_\_\_\_出張所  
受付日\_\_\_\_\_ 受付番号\_\_\_\_\_

物件の表示

## 留意事項

- ① 金融機関に対する担保提供者で、委託契約書の連帯保証人になっていない（物上保証人）場合に提出して下さい。
- ② 物上保証人は自署し、捺印して下さい。印鑑証明書の添付が必要となります。
- ③ 物上保証人が複数の場合は、1通ずつ徴求して下さい。
- ④ 物上保証人が法人の場合は、議事録を添付して下さい。
- ⑤ 新規設定の場合、「（根）抵当権の表示」欄は空欄として下さい。後日、登記手続き終了後に同欄の記載があるものとの差し替えが必要となります。差し替え後の念書の日付は（根）抵当権設定契約日もしくはそれ以降の日付にしてください。